

# 税務相談室

## 医療法人の 理事死亡に伴う費用

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 当医療法人の理事長が亡くなり、息子が新たに理事長に就任しました。その理事長の意向により、医療法人葬を行うことになりましたが、その際に支出する費用は、税務上どのように取り扱われますか。
2. 前期に当医療法人の理事が出張中に交通事故で死亡しました。そこで当期に行われた定時総会の決議に基づき遺族に対し退職金および弔慰金を支給しましたが、この弔慰金は退職金として取り扱われますか。

### 回答

1. 医療法人葬として行われることが社会通念上相当と認められる場合、その葬儀に通常要する金額は、交際費等とする必要はなく、損金の額に算入することができる。

医療法人の役員または使用人の死亡により行われる医療法人葬は、医療法人としての儀式です。その医療法人葬を行うことが社会通念上相当であり、かつ、負担した金額が医療法人葬のために通常要する金額であると認められるときは、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができますから、その費用を交際費等とする必要はありません。

「医療法人葬を行うことが社会通念上相当」であるかどうかは、死亡した役員等の死亡の事情、生前におけるその医療法人に対する貢献度合等を総合勘案して判断します。「医療法人葬のために通常要する金額」には、例えば、密葬の費用、墓石、墓地、仏壇、位牌等の購入費用、戒名料、香典返戻費用など明らかに故人の遺族が負担すべきであると認められる費用は含まれないと考えられます。

したがって、通常は、会葬のための費用がここでいう医療法人葬のために通常要する費用として認められるものと思います。

また、会葬者が持参した香典等については、遺族に対する弔慰金等として遺族の収入としたとき

は、その処理が認められ医療法人の収入とはなりません。

2. 社会通念上、適正と認められる弔慰金は退職給与以外の損金となる。

退職給与とは、退職給与規程等に基づいて支給されるかどうかを問わず、また支出名義のいかんにかかわらず退職に伴い支給されるいっさいの給与をいい、所得税法上、退職所得として取り扱われるものおよび相続税法上相続財産とみなされる退職手当金等も含まれることとされています。

ただし、退職に伴って支給される金品であっても、例えば、遺族補償料、葬祭料および香料、弔慰金ならびに結婚祝金品等については、その支出の性格に鑑み、その実質が退職給与の一部と認められる場合を除いては、退職給与に含まれないこととされています。

以上のことから、医療法人が理事の死亡に際し、その遺族に支給した弔慰金については、その金額が、社会通念上適正と認められる場合には、法人税法上も役員の退職給与に含まれないことに取り扱われます。

なお、その費用の適正額の判定については、法律および通達の上で、特に規定されていませんが、実務上は相続税法上の取扱い（注）を参考にするとともに、役員の給与の支給額、その法人の規模および使用人に対する弔慰金の支出状況、ならびに類似法人の役員に対するこれらの費用等の支出状況等を総合勘案して、社会通念上妥当かどうかによって判断することになりましょう。

（注）実質的に退職手当金等と認められるものを除き、次に掲げる金額を弔慰金等に相当する金額として課税対象外として取扱い、その金額を超える部分に相当する金額は退職手当金等に該当するものとして取り扱うことになっています。

- (1) 業務上の死亡であるとき  
その雇用主等から受ける弔慰金等のうち、その人の死亡当時の賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額
- (2) 業務上の死亡でないとき  
その雇用主等から受ける弔慰金等のうち、その人の死亡当時の賞与以外の普通給与の半年分に相当する金額

